

ほいくしせつにゆうえん あんない
保育施設入園のご案内

箕面市教育委員会子ども未来創造局 幼児教育保育室
〒562-0003 箕面市西小路4-6-1(子ども総合窓口)
電話 :072-724-6791/FAX :072-721-9907

保育施設への入園を希望するかたは、下記の手続きにより申込みをしてください。(令和3年(2021年)5月以降に入園希望のかたの受け付けは3月中旬頃を予定しています。)0歳~2歳児クラスの保育料や3歳児クラス以上で発生する給食料などについては、別紙『保育料等及び保育必要量について』をご確認ください。

1. 申込みの対象児童

4月1日時点で生後57日目以降(令和3年(2021年)2月3日までに出生予定のかた含む)から小学校就学前までで、保護者が次のいずれかに該当する箕面市内在住の児童(ただし、入園申込時点では生後57日目未満や箕面市に転入予定の場合でも事前に受け付けします。)

- ①居宅外で仕事をしている
- ②居宅内で児童と離れて日常の家事以外の仕事をしている
- ③妊娠中に入院、または出産月を含む前または後2か月
- ④病気、負傷または心身に障害がある
- ⑤長期にわたる病気や、心身に障害がある親族を常に介護している
- ⑥震災、風水害、火災などの災害の復旧にあたっている
- ⑦学生である
- ⑧その他、箕面市教育委員会教育長が特に認めた場合(児童に発達上支援を要し、集団保育が望ましい場合(支援保育)など。なお、支援保育については、申込みの前に、子ども総合窓口にご相談ください。)

週4日以上かつ一日4時間以上の就労等により家庭で児童の保育ができないかたを対象とします。申込時に求職中の場合は、入園後1か月以内に勤務に就き、勤務証明並びに申告書を提出してください。



2. 保育時間・休園日

(1) 保育時間

おおむね午前7時00分から午後7時00分までのうち、保護者が就労等により保育を必要とする時間の範囲。また、入園後一週間程度のならし保育があります。(保育施設によって異なります。開園時間については、別紙『保育施設一覧』で、ならし保育については、各施設に直接ご確認ください。)

(2) 休園日

- ①日曜日 ②「国民の祝日に関する法律」に規定する休日 ③年末年始(12月29日から1月3日まで)
※幼稚園型認定こども園は土曜日も休園日となります。

3. 申込み期間・方法

窓口受付: 令和2年(2020年)11月24日(火)~12月16日(水)
月曜日から土曜日(祝日を除く) 午前8時45分から午後5時15分まで

郵送受付: 令和2年(2020年)11月24日(火)~12月1日(火)

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、郵送受付をいたします。

必ず別紙「郵送申込時提出書類等チェックシート」をご確認いただき、簡易書留、特定記録郵便、レターパックなど追跡確認可能な郵便でご提出ください。12月1日(火)当日消印有効不足書類については、令和2年(2020年)12月16日(水)までに必ずご提出ください。

* 期間をすぎると4月入園の受け付けはできませんので、必ず期間内に市役所別館2階子ども総合窓口へ来庁いただくか、郵送にてお申込みください。豊川・止々呂美支所では受け付けしていません。

* 受け付けの先着順によって選考結果が変わることはありません。

4. 申込みに必要な書類

申込みに必要な書類は、児童一人につき1枚必要ですが、(3)及び(5)～(10)については、複数児童の申込みをされる場合、原本を一部提出していただければ、後はコピーで結構です。(ご自身でコピーをご用意ください。)また、保育園入園待機通知書のみ交付を希望のかたは、(2)～(4)、(6)～(7)、(10)の提出は不要です。

(1) 教育・保育給付認定申請書兼利用調整申込書

- * 保育が必要であるという認定を受けていただくための申込書です。(保育施設を利用するみなさんに認定を受けていただく必要があります。)
- * 別添の記入例を参考にご記入ください。

(2) 保育施設に関する同意書兼誓約書

- * 必ず内容をよく確認のうえ、申込みの際にご提出ください。

(3) 世帯調書・(4) 児童調書

- * 該当する箇所をチェックまたはマルをつけ、必要事項をご記入ください。

(5) 保育が必要な理由を証明する書類 (父母それぞれの勤務証明並びに申告書など)

保育が必要な理由		勤務証明並びに申告書		
		提出の要否	記載箇所	添付書類及び注意事項
就労	会社などに雇用されているかた	必要	1 会社や官公庁などに雇用されている場合	<ul style="list-style-type: none"> ●勤務先で証明を受けてください。 ●就労内定のかたも証明を受けてください。
	自営業のかた (本人または親族が事業をしている場合)	必要	2 自営の場合 ※事業主が記入、押印し申告してください。	<ul style="list-style-type: none"> ●以下の添付書類が必要です。 【事業主の場合】 税務署に提出されている「開業届出書(控)」または保健所等から交付される「営業許可証(写)」 (※どちらも提出できない場合は確定申告書(控)第一表、第二表等、事業による収入を確認できるものでも可) 【自営専従者の場合】 青色事業専従者給与に関する届出書 【自営業開業予定の場合】 店舗予定地の賃貸契約書や開業経費の支出明細等(自営業を開始できることが確認できるもの)
妊娠・出産 (出産月を含む前または後2か月)	必要	3 傷病・出産・介護の場合		●「出産」の場合は母子健康手帳のコピーも合わせて提出してください。
疾病	必要			●「疾病」の場合は、医師から勤務証明並びに申告書に証明を受けてください。
介護	必要			●「介護」が理由の場合は、介護の対象となるかたのケアプラン、サービス利用票などを提出してください。
内職	必要	4 内職の場合		●発注先で証明を受けてください。
就学				●在学証明書と授業の時間割表(カリキュラム)を提出してください。
災害復旧				●罹災証明を提出してください。

- * 提出された書類は返却できませんので、控えが必要な場合はあらかじめコピーを取ってください。(受付窓口ではコピーできません。)
- * 不備書類は受付できないことがあります。必ず「令和3年度用(2021年度用)」の様式に記入のうえ、押印等もれのないようご注意ください。

(6) 勤務実績報告書（父母それぞれ2か月分。求職中のかたは提出不要です。）

- * 勤務先に証明を受けるか、2か月分の給与明細のコピーをご提出ください。
- * 育児休業から復帰するために申し込むかたは、産前休暇前の実績2か月分をご提出ください。
- * 内定のかたは、予定の勤務日数、支給額等についてご提出ください。

(7) 所得を証明する書類（海外での収入があるかたのみ）

- * 平成31年（2019年）1月～令和元年（2019年）12月までの年収の額（税や保険料等の控除前の額）が分かる書類の提出が必要です。（例：給与明細など）

(8) 住居の賃貸契約書・売買契約書などの写し等・申込児童の健康保険証の写し（転入予定のかたのみ）

- * 契約者、転入先及び転入日が分かる書類をご提出ください。
- * 被保険者証のコピーは、被保険者証の記号・番号を見えないようにマスキングしたうえで、コピーをご提出ください。

(9) マイナンバーカードまたは通知カードと本人確認書類（運転免許証など）

- * 令和2年（2020年）5月25日時点で交付されている通知カードは、氏名、住所等の記載事項に変更がない場合又は正しく変更手続きがとられている場合に限り、利用可能となります。
- * 被保険者証のコピーを提出される場合は、被保険者証の記号・番号を見えないようにマスキングしたうえで、コピーをご提出ください。

(10) その他必要書類

別紙『保育料等及び保育必要量について』を確認し、例えばきょうだい¹が私立幼稚園等に入園予定の場合など別途必要な書類を必ずご確認ください。また、上記以外に、必要に応じて書類の提出をお願いします。

【注意事項】

- ・保育料は市区町村民税額を基に決定します。自営業等で税務署への申告に該当しないかたであっても、市区町村への申告は必要です。所得が未申告のかたは税額が確認できませんので、申告状況を確認のうえ、未申告の場合は必ず期日までに、令和2年(2020年)1月1日現在にお住まいの市区町村への申告を行ってください。未申告などにより市区町村民税の課税の状況が確認できない場合は、保育料を最高額で決定し、副食費に関しては免除対象者であっても免除対象外となります。
- ・令和2年(2020年)1月1日時点において箕面市に住居登録がなかった等の理由により税額が確認できない場合、マイナンバー(個人番号)による情報連携で税額の確認を行います。ただし、マイナンバー(個人番号)による情報連携ができない場合やマイナンバー(個人番号)による照会を希望しない場合は、課税証明書等の提出が別途必要です。

5. 申込み内容に変更が生じた場合

次のような変更があった場合、子ども総合窓口にご報告ください。

- * 氏名や住所(市内で引越しをする。転出が決まった。転入した。)
- * 世帯員の構成(同居者が変わる。祖父母と同居・別居する。結婚・離婚するなど。)
- * 職場託児等の利用状況(職場託児や認可外保育施設(企業主導型)、一時保育などを利用し、育児休業から復職した場合は復職証明書、勤務先が内定して勤務を開始した場合は採用後に証明された勤務証明並びに申告書をご提出ください。)
- * 保育施設の入園申請理由(例:就労→出産)
- * 妊娠、出産の予定
- * お子さまの食物アレルギーや疾病などの健康状態

6. 各保育施設の利用について

- * 保育時間は、通勤時間+勤務時間で父母の短いほうで決まります。(例:父が通勤時間30分で勤務時間8時間、母が通勤時間1時間で勤務時間8時間のどちらも9時から18時までの勤務の場合、父の通勤時間+勤務時間で保育時間が決まるため、父の時間に合わせて送迎が必要です。)
- * 特に土曜日の保育については、原則として就労要件で父母ともに土曜勤務のあるかたのみ利用可能です。(父母共に土曜勤務があることが証明された勤務証明のご提出が必要です。)
- * 勤務状況などの確認のため、シフト表などをご提出いただく場合があります。

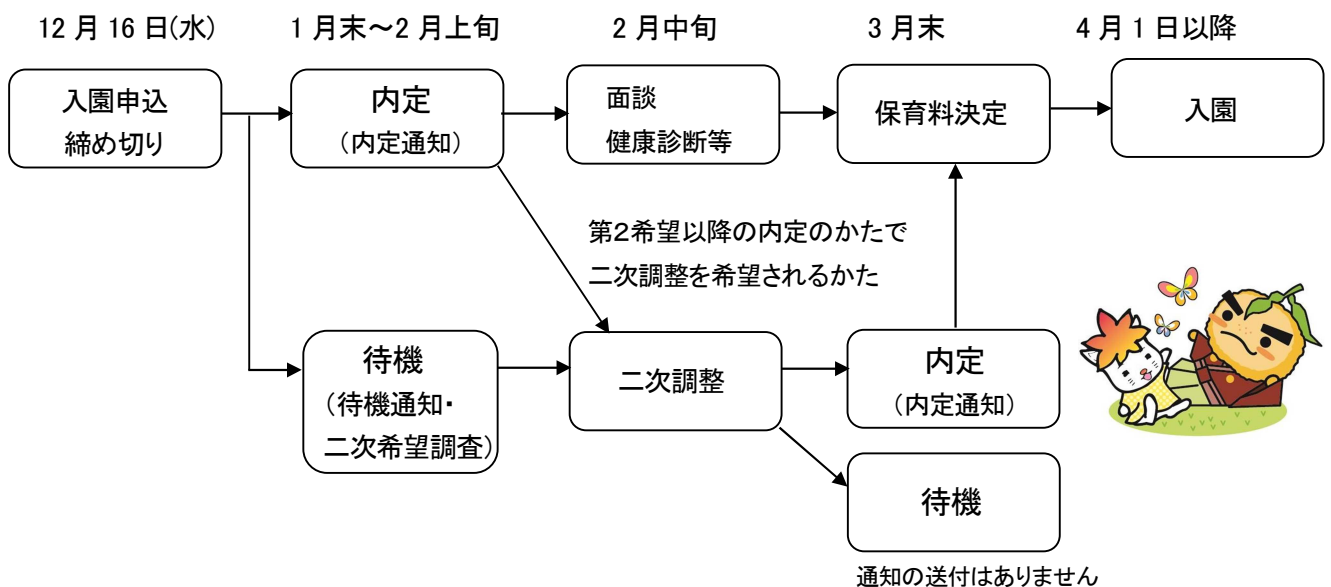
7. 注意事項

- (1) 求職中、内定または育休復帰予定で入園されたかたや未提出の書類があるかたについては、勤務証明並びに申告書や勤務実績報告書、復職証明などを入園月の末日までにご提出いただく必要があります。期日までに提出いただけない場合、保育要件の確認ができないため退園となる可能性があります。
- (2) 認定こども園の基本利用コースへの変更は、就労状況に変更がない限り受け付けできません。
- (3) 以下の理由により入園内定を取り消すことがありますのでご注意ください。(入園後であれば退園となります。)
 - * 勤務予定先、復職予定先や勤務時間を報告なしに変更・退職していた場合
 - * 申込み及び面談調査の際に虚偽の記入または申告があった場合
 - * 家族状況や保育が必要な理由に変更があり、「1. 申込みの対象児童」に該当しなくなった場合
 - * 無断または特別な理由なく、長期間(1か月以上)利用しなかった場合

保育実施基準に満たない可能性が疑われる場合は、書類の提出を依頼するとともに、勤務(予定)先への調査や個人面談により市が確認を行う場合があります。保育実施基準に満たないと確認された場合は内定取り消しや退園となります。

- (4) 退園する場合は、退所届の提出が必要です。提出がなかったり、遅れた場合、実際の利用状況にかかわらず保育料等が発生しますので、速やかに手続きをしてください。
- (5) 他市の認定こども園をご希望のかたは、お早めにご相談ください。

8. 申請後の流れ



※選考結果は、利用調整結果通知が届くまでお待ちください。

(電話での問い合わせには一切お答えできません。)

※希望施設の追加・削除・順位の変更は、受付期間内であれば電話でも受け付け可能です。期間を過ぎると変更はできません。

※第2希望以降の施設に内定した場合、二次調整で繰り上がり内定の可能性があります。

※待機となった場合、二次調整で内定の可能性があります。二次調整でも待機となった場合、5月以降は毎月中旬頃の選考会議の対象になります。今回提出された申込書は、取り下げを希望しない限り令和4年(2022年)3月選考まで有効です。

※待機となった場合、認可外保育施設(企業主導型)や一時保育等もご検討ください。